

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市原口町1041番地
- (3) 設立認可年月日 平成12年 3月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成12年 4月 20日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	下 山 高 生	下山耳鼻咽喉科医院管理者
理 事	下 山 好 子	
同	下 山 史 高	
同	下 山 真 智 子	
同	下 山 哲 生	
監 事	江 利 田 喬	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	下山耳鼻咽喉科医院	長崎県大村市原口町1041番地	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和 3年 9月 30日 令和 2年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院  
 所在地 長崎県大村市原口町1041番地

※医療法人整理番号

貸借対照表

(令和 4年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	19,629	I 流動負債	32,679
II 固定資産	2,273	II 固定負債	0
1 有形固定資産	1,503	負債合計	32,679
2 無形固定資産	760	純資産の部	
3 その他の資産	10	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	△20,777
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△10,777
資産合計	21,902	負債・純資産合計	21,902

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院  
 所在地 長崎県大村市原口町1041番地

※医療法人整理番号

損益計算書  
 (自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	28,592
2 事業費用	30,845
本来業務事業損失	△2,253
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△2,253
II 事業外収益	1,355
III 事業外費用	0
經常損失	△898
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△898
法人税等	71
当期純損失	△969

様式 2

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院  
 所在地 長崎県大村市原口町1041番地

※医療法人整理番号

財産目録  
 (令和 4年 7月31日現在)

1. 資 産 額 21,902 千円  
 2. 負 債 額 32,679 千円  
 3. 純 資 産 額 Δ10,777 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,629
B 固 定 資 産	2,273
C 資 産 合 計 (A+B)	21,902
D 負 債 合 計	32,679
E 純 資 産 (C-D)	Δ10,777

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 下山耳鼻咽喉科医院  
理事長 下山 高生 殿

私は、医療法人下山耳鼻咽喉科医院の令和 3会計年度（令和 3年 8月 1日から令和 4年 7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年10月 2日  
医療法人 下山耳鼻咽喉科医院

監事 江利田 喬

